



令和6年度分 市民税・県民税申告の手引

申告書記載例

左面

令和6年度分市民税・県民税申告書

税務署へ確定申告される人は、この申告書の提出は必要ありません。
※前年1月1日から12月31日までの所得等を記入してください。

令和6年1月1日 高松市番町1丁目8番15号
現在の住所

フリガナ タカマツ タロウ

氏名 高松 太郎

世帯主の氏名 高松 太郎

世帯主の続柄 本人

業種又は職業 自営業

本人以外が記載する場合は、記載する人の氏名と、本人からの続柄を記入してください。

個人番号 123456789012

整理番号

電話番号 087-839-2233

生年月日 19年 2月 15日

12桁の個人番号を記入してください。

遺族年金のみ、障害年金のみの人等で、課税対象収入のない場合は、をつけてください。

※収入や経費を記入する箇所を示しています。収入がある人は、対応する箇所にも記入してください。
※別紙1、2、3は昨年度に所得のあったもののみ、対応する別紙1~3を同封しています。

公的年金等の所得金額を記入してください。

公的年金等以外の所得金額を記入してください。

あなたの令和5年中の給与収入額が850万を超える場合、手引【所得金額調整控除について】を参照し、所得金額調整控除の対象となる親族について、氏名等を記入し調整に○をしてください。ただし、扶養控除を受ける親族の場合、○は不要です。

手引(1)~(11)を参照してください。

手引を参照してください。
(12)雑損控除
(13)医療費控除
※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、【区分】の□に「1」と記入してください。

1 収入・所得金額等

区分	収入金額等	所得金額等
事業・営業等	100,000.00	106,800.00
農業		
不動産	12,000.00	8,380.00
配当		
給付	375,000.00	245,840.00
業種	12,345.11	13,451.11
その他		
合計(7+8+9)	207,145.00	103,572.00
合計	2,071,450.00	3,641,283.00

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

区分	金額
社会保険料控除	243,100.00
生命保険料控除	8,906.00
地震保険料控除	2,000.00
雑損控除	84,200.00
医療費控除	215,800.00
合計	1,077,500.00

3 所得から差し引かれる金額

区分	金額
社会保険料控除	243,100.00
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	8,906.00
地震保険料控除	2,000.00
寡婦、ひとり親控除	0.00
勤労学生・障害者控除	53,000.00
配偶者(特別)控除	26,000.00
扶養控除	78,000.00
基礎控除	43,000.00
⑬から⑳までの計	224,510.00
雑損控除	84,200.00
医療費控除	115,800.00
合計	2,360,900.00

寄附金に関する事項	寄附金支払額
都道府県・市区町村分 (特別控除対象)	1,000.00
香川県共同募金会・日本赤十字社香川県支部 都道府県・市区町村分 (特別控除対象以外)	1,000.00
香川県共同募金会	
香川県団体名	
指定分 高松市 団体名	

翌年以降の申告書送付を希望する人は、希望・不要どちらかに○をつけてください。
※○をつけなくても、今回御提出いただいて、収入がある方等には来年度も送付します。

平成24年1月1日以降に契約した保険契約の掛金は左側の欄に、それより前に契約している保険契約の掛金は右側の欄に記入してください。

地震保険は左側の欄に、旧長期損害保険は右側の欄に支払った保険料や掛金の総額を記入してください。

あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超えることにより、控除対象配偶者とならない同一生計配偶者がいる場合に、にを入れてください。

扶養親族の個人番号を記入してください。

課税対象となる収入なし(右面の12にも記入してください) 別紙住民税参考資料のとおり

区分	収入金額等	所得金額等
事業・営業等	100,000.00	106,800.00
農業		
不動産	12,000.00	8,380.00
配当		
給付	375,000.00	245,840.00
業種	12,345.11	13,451.11
その他		
合計(7+8+9)	207,145.00	103,572.00
合計	2,071,450.00	3,641,283.00

3 所得から差し引かれる金額

区分	金額
社会保険料控除	243,100.00
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	8,906.00
地震保険料控除	2,000.00
寡婦、ひとり親控除	0.00
勤労学生・障害者控除	53,000.00
配偶者(特別)控除	26,000.00
扶養控除	78,000.00
基礎控除	43,000.00
⑬から⑳までの計	224,510.00
雑損控除	84,200.00
医療費控除	115,800.00
合計	2,360,900.00

※記入しないでください。

控除	扶養人数	所得調整
1 控除		
2 老配		
3 同特老配		
4 同特老配		
5 同配		
6 同特同配		
7 同特同配		

配偶者の場合は3-4-7のいずれかに○をすること

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

均等割 1事業所 2家屋数

調査区分

1 収入・所得金額等

ア 事業(営業等)

卸売業、小売業、飲食業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得や、外交員報酬、医師、弁護士などの事業から生ずる所得をいいます。

イ 事業(農業)

農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得をいいます。

ウ 不動産

地代、家賃、土地や家屋の権利金などをいいます。

上の3つの所得のいずれかがある人は、種類ごとに収入金額や必要経費などを、収支内訳書と申告書に記入してください。

◎事業所得や不動産所得の計算方法・・・収入金額-必要経費-専従者控除=所得金額

エ 利子

預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得をいいます。

※一般的に利子所得は、源泉分離課税ですから申告の必要はありません。ただし、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

オ 配当

法人から受ける配当や投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます)等の収益の分配による所得をいいます。(原則として配当控除(税額控除)が適用されます。)

また、非上場株式等に係る少額配当所得等がある場合は、所得税と異なり申告不要制度はありませんので、その金額も含めて記入してください。

(少額配当所得とは、1銘柄につき1回の配当金額が〔10万円×配当計算期間の月数÷12〕以下のものです。)

なお、上場株式等に係る配当所得(発行済株式総数5%以上の株式に係るものを除く)については申告の必要はありません。

カ 給与(日給などで、源泉徴収票のない人は、収入の内訳なども申告書の右面に記入してください。)

給与、賃金及び賞与などの所得をいい、パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。

求めた所得は⑥に記入してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額: A)	「A×4×60%+100,000」で求めた金額
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円		「A×4×70%-80,000円」で求めた金額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円	6,599,999円		「A×4×80%-440,000円」で求めた金額
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円	8,499,999円		「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上			「収入金額-1,950,000円」で求めた金額
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円				

【所得金額調整控除について】※令和3年度から適用

平成30年度税制改正により、給与所得控除及び基礎控除などの見直しが行われ、所得金額調整控除が創設されました。

① 子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- イ 本人が特別障害者である場合
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する場合
- ニ 特別障害者である扶養親族を有する場合

(注) 所得金額調整控除(子ども等)の適用については、所得控除における扶養控除とは異なり、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとはみなされません。そのため、仮に夫婦共働きで扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けることができます。

(参考) (給与収入額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10%=控除額

② 給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除

給与所得及び公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額(注)から控除されます。

(注) 上記①の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額

(参考) (給与所得(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に対する雑所得(10万円超の場合は10万円))-10万円=控除額

キ 雑(公的年金等)

国民年金、厚生年金、企業年金及び共済年金などの所得をいいます。求めた所得は⑦に記入してください。

※令和3年度より、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額により公的年金等控除額が減額されました。

※合計所得金額…総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額(土地建物は特別控除前の金額)などの合計額で、損失の繰越控除前の金額

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(年額)	雑所得の金額の速算式		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が下記の場合		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の人 昭和34年1月1日 以前の生まれ	330万円未満	(※)-110万円	(※)-100万円	(※)-90万円
	330万円以上410万円未満	(※)×75%-27万5千円	(※)×75%-17万5千円	(※)×75%-7万5千円
	410万円以上770万円未満	(※)×85%-68万5千円	(※)×85%-58万5千円	(※)×85%-48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(※)×95%-145万5千円	(※)×95%-135万5千円	(※)×95%-125万5千円
	1,000万円以上	(※)-195万5千円	(※)-185万5千円	(※)-175万5千円
65歳未満の人 昭和34年1月2日 以降の生まれ	130万円未満	(※)-60万円	(※)-50万円	(※)-40万円
	130万円以上410万円未満	(※)×75%-27万5千円	(※)×75%-17万5千円	(※)×75%-7万5千円
	410万円以上770万円未満	(※)×85%-68万5千円	(※)×85%-58万5千円	(※)×85%-48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(※)×95%-145万5千円	(※)×95%-135万5千円	(※)×95%-125万5千円
	1,000万円以上	(※)-195万5千円	(※)-185万5千円	(※)-175万5千円

(参考) その年中の公的年金等の収入金額の合計額-公的年金等控除額=公的年金等に係る雑所得の金額

ク 雑(業務)

業務に係る雑所得とは、副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なものをいいます。(原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など。なお、副業であっても給与所得に該当するものは含まれません。)

ケ 雑(その他)

他の所得に当てはまらない所得のうち、公的年金等及び業務に係る雑所得以外のものをいいます。(生命保険契約に基づく年金など)

◎業務及びその他雑所得の計算方法…収入金額－必要経費＝所得金額

コ 総合譲渡(短期)

書画、骨董品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得日以後5年以内に譲渡したものを短期譲渡所得といいます。特別控除額は原則として50万円です。

サ 総合譲渡(長期)

書画、骨董品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得日以後5年を超えてから譲渡したものを長期譲渡所得といいます。特別控除額は原則として50万円です。

シ 一時

賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得をいいます。特別控除額は原則として50万円です。

2・3 所得から差し引かれる金額 (に関する事項)

(1) 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などの社会保険料を、あなたが令和5年中に支払った、又はあなたの給与や年金から差し引かれた場合に記入してください。

ただし、生計を一にする親族等が受け取る公的年金等から差し引かれている国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料及び介護保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。口座振替又は納付書により支払った場合には、支払った人の社会保険料控除の対象とすることができます。

※給与や公的年金等から天引きされているもの(源泉徴収票に記載されている金額)は、「源泉徴収票分(天引分)」の欄にのみ記入してください。

(2) 小規模企業共済等掛金控除

令和5年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金の合計金額を書いてください。

なお、旧第2種共済掛金は(3)の「生命保険料控除」の対象となります。

(3) 生命保険料控除

○一般の生命保険料

受取金のすべてをあなたやあなたの親族とする生命保険契約(保険期間が5年未満の生命保険などは除く。)について、あなたが令和5年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は、記入してください。

○個人年金保険料

受取金のすべてをあなたやあなたの配偶者(生存している場合)とし、払込期間が10年以上などの一定の要件を満たす個人年金保険契約について、あなたが令和5年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は記入してください。

○介護医療保険料

平成24年1月1日以降に契約し、受取金のすべてをあなたやあなたの親族とする、介護医療保険契約について、あなたが令和5年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は記入してください。

※市町村に支払う介護保険料とは異なります。(介護保険料は(1)社会保険料控除に記入してください。)

●平成24年1月1日以降に締結した保険契約分(新契約)

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、それぞれ次の【表1】のとおり計算します。

【表1】

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料全額
12,001円～ 32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～ 56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額について、それぞれ次の【表2】のとおり計算します。

【表2】

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料全額
15,001円～ 40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～ 70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

※ただし、市民税・県民税における合計適用限度額は70,000円です。

※新契約、旧契約双方の保険契約等に係る控除がある場合

・旧契約支払額が42,000円以下⇨旧契約控除額と新契約控除額の合計額(上限28,000円)

・旧契約支払額が42,001円以上⇨旧契約控除額のみ適用(上限35,000円)

(4) 地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族の有する家屋又は生活用動産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、又は、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上

の損害保険契約)に係る保険料や掛金(旧長期損害保険料)を、あなたが令和5年中に支払った場合に記入してください。

加入している保険	控除額	
地震保険のみに加入	支払った保険料の1/2(上限25,000円)	
長期損害保険のみに加入 (平成18年12月31日までに契約したもの)	5,000円以下	支払保険料全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害保険部分は上限10,000円)	
1つの保険契約で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険料控除と地震保険料控除のどちらか選択	

(5) 寡婦、ひとり親控除

○寡婦 控除額 260,000円

以下のいずれかに該当する人。

- ①夫と離別してから婚姻していない人で、扶養親族を有する令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人。
- ②夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人。

※寡婦、ひとり親共通…住民票上の同一世帯内において、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(未届の夫・妻など)の記載がないこと。

※総所得金額等…合計所得金額から繰越損失を控除した金額

○ひとり親 控除額 300,000円

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現在婚姻していない人や配偶者の生死が不明の人で、生計を一にする令和5年中の総所得金額等の合計が48万円以下の子があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人。

(6) 勤労学生控除 控除額 260,000円

大学や高校などの学生や生徒で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

(7) 障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者や特別障害者の人。

※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

※16歳未満の扶養親族にも適用されます。

※この控除を受ける場合は、障害者手帳などが必要です。

※同一生計配偶者や扶養親族が他の人の扶養親族に該当する場合は適用されません。

○障害者(普通) 控除額 260,000円

令和5年12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡の日)

現在、次のいずれかに該当する障害がある人

- ・身体障害者手帳 3～6級
- ・療育手帳㊸、B
- ・精神障害者保健福祉手帳 2級又は3級
- ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人など

○特別障害者 控除額 300,000円

次のような特に重度の障害がある人

- ・身体障害者手帳 1級又は2級
- ・療育手帳㊸、A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級
- ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人など

○同居特別障害者 控除額 530,000円

(特別障害者が同居の場合)

(8) 配偶者控除

本人の令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡の日)現在、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人。

※内縁関係若しくは未届である夫・妻は該当しません。

※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。

配偶者控除(納税者本人の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません。)			
年齢区分	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
70歳未満	33万円	22万円	11万円
70歳以上(老人)(昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

(9) 配偶者特別控除

本人の令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の人。

※この控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を記入してください。

配偶者特別控除(納税者本人の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません。)			
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
480,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

※配偶者の所得が48万円以下の場合、配偶者控除を受けることになり、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

※夫婦相互で配偶者特別控除を受けることはできません。

(10) 扶養控除

令和5年12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡の日)現在、あなたと生計を一にする親族で令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人。

※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。

年齢区分	控除額
一般の控除対象扶養親族 (昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ、平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ)	33万円
特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	45万円
老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円
同居老親等扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれ) (本人又は配偶者の直系尊属(両親、祖父母等)で、本人又は配偶者のいずれかと同居していること)	45万円

※平成22年度税制改正により、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、市民税・県民税の非課税判定等は16歳未満扶養親族の数を含めて行いますので、必ず記入してください。

(11) 基礎控除

納税者本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
控除額	43万円	29万円	15万円

※令和2年分以降は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除は受けられません。

(12) 雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする親族(ただし、令和5年中の所得金額が48万円以下の人に限る。)が、令和5年中に災害や盗難、横領などで資産に損害を受けた場合、又はあなたが令和5年中に災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(注))をした場合に記入してください。

(注)災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財などの取壊しや除去などのための費用をいいます。

①か②の多い方の金額

①(損失の金額－保険等により補填された金額)－(総所得金額の合計額×10%)

②災害関連支出の金額－5万円

(13) 医療費控除 (次の①、②のどちらか一方のみの選択となります。)

①従来の医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために令和5年中に支払医療費がある場合に記入してください。

控除額(最高200万円) = (支払った医療費－保険金等による補填金)－(総所得金額等の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない金額)

②セルフメディケーション税制(スイッチOTC薬控除)

あなたやあなたと生計を一にする親族のために令和5年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入がある場合に記入してください。

控除額(最高8万8千円) = (スイッチOTC医薬品の購入金額－保険金等による補填金)－1万2千円

4 寄附金に関する事項

あなたが令和5年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

①都道府県・市区町村(特例控除対象・非対象分)・震災関連義援金

②香川県共同募金会

③日本赤十字社香川県支部

④香川県又は高松市が条例により指定した団体など

※この控除を受ける場合には、寄附金の金額などの証明書を添付又は提示してください。

10 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳以上に限る)で、あなたの事業に従事した人がいる場合に、その人の氏名・続柄・専従者給与(控除)額などを記入してください。なお、白色申告の場合は、その事業専従者1人につき次の①か②のいずれか少ない方の金額を記入してください。

①860,000円(配偶者以外の場合は500,000円)

②(事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)

11 市民税・県民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外がある人は徴収方法を選択してください。

◎ 特定配当等・特定株式等譲渡所得の申告不要制度を選択されていた方へ

特定配当等・特定株式等譲渡所得について、令和6年度から市民税・県民税において所得税(確定申告)と異なる課税方式を選択することができなくなります。

これにより市民税・県民税においても所得税の確定申告をされた課税方式で計算されるようになりますので御留意ください。